

令和 6 年能登半島地震で被災した事業者のみなさまへ 支援制度のご案内

町内事業者向け

中能登町中小企業者等なりわい再建支援助成金

令和 6 年能登半島地震で被災した町内事業者に対し、事業再建及び経営安定を図るため、県補助金等へ上乗せで補助します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方）

- ・ 中小企業者および個人事業主（フリーランス含む）であって町内に事業所を有する事業者
- ・ 次に掲げるいずれかの支援（以下「県補助金等」）の額の確定を受けている者で、今後 1 年以上継続予定の事業者
- ・ 町税等に滞納がない事業者 その他、暴力団関係者ではない方等

○補助金額

県補助金等の交付対象経費から、県補助金等の交付確定額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）

県補助金等	補助上限額
石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた場合	100 万円
小規模事業者持続化補助金 「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」の交付を受けた場合	50 万円
中小企業者持続化補助金 「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」の交付を受けた場合	50 万円
営業再開支援補助金の交付を受けた場合	50 万円

○申請書類 以下の書類をご用意ください

- ・ 中能登町中小企業者等なりわい再建支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・ 県補助金等の額の確定通知書の写し
- ・ 県補助金等の事業計画書（事業内容がわかる書類）

○申請期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで（当日消印有効）

○申請先 郵送または下記窓口にて

〒929-1792 中能登町末坂 9 部 4 6 番地 中能登町役場企画情報課 経済対策係
TEL：0767-74-2806

＊能登地区事業者（町外）向け＊

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金

令和 6 年能登半島地震で被災した事業者が、町内へ事業所等に移転する場合、その経費の一部を補助します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方）

- ・ 令和 6 年 1 月 1 日時点において事業を営んでおり、かつ、町内への移転後 3 年以上事業を営む予定の中小企業者および個人事業主（フリーランス含む）
- ・ 中能登町商工会へ加入すること
- ・ 移転前の自治体で市町村税の滞納がないこと その他、暴力団関係者ではない方等

○補助対象経費

- ・ 事業所等の新設に係る新築費、増改築費、物件購入費、設備工事費
- ・ 備品の購入費（町長へ償却資産の申告をするものに限る）
- ・ 事業実施に必要と認める外構工事費 ・ 移転に係る事業用設備の運搬費
- ・ 店舗等の賃借料（最大 12 か月分 敷金・礼金を除く） ・ 広告宣伝費（デジタル広告物を含む）

○補助金額 **上限：300 万円 補助率：3/4**

○申請書類 以下の書類を下記までご用意ください

- ・ 中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・ 移転に伴う事業計画確認書（様式第 2 号）
- ・ 補助対象経費に係る見積書および契約書
- ・ 平面図など施工実施箇所や施工内容の分かる書類
- ・ 納税証明書
- ・ 令和 6 年能登半島地震に係る被災証明書（住居兼店舗の場合は罹災証明書でも可）
- ・ 令和 6 年 1 月 1 日時点で事業を行っていたことがわかるもの（直近の確定申告書等）

○申請手順 中能登町商工会にて事業所移転および本制度利用の相談

↓
中能登町商工会経営指導員の指導の下、事業計画作成および必要書類の調整
↓
中能登町商工会経営指導員、中能登町役場企画情報課との三者面談
↓
補助金申請
↓
交付決定・補助金お支払い
↓
実績報告（その後、2 年間の事業実績を報告いただきます）

○申請期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで（**当日消印有効**）

○申請先 郵送または下記窓口にて

〒929-1792 中能登町末坂 9 部 4 6 番地 中能登町役場企画情報課 経済対策係
TEL：0767-74-2806